

首里城復興基本計画に関する有識者懇談会について

令和2年8月26日 知事公室長専決

(趣 旨)

第1 首里城の復元並びに首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興を沖縄振興につなげていくためには、県庁内部はもとより、国・那覇市等の行政及び産業界等の関係機関や県民をはじめとする多くの人々との短中長期的に連携した取組が重要となってくる。このような取組の推進に必要な課題及び施策の方向性について、有識者から意見を聴取するため、首里城復興基本計画に関する有識者懇談会（以下、「懇談会」という。）を開催する。

(役 割)

第2 懇談会は、首里城復興基本方針に基づく首里城の復元並びに首里城を中心とした歴史及び多様な文化の復興による沖縄振興に向け、短中長期的展望に立ち、効果的・計画的な施策のあり方について議論をとりまとめる。

(組 織)

第3 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 首里城復興基本方針に関する有識者懇談会委員であった者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

2 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。

3 委員の任期は、依頼した日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び座長代理)

第4 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 懇談会に座長代理を置き、構成員のうちから座長が指名する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故がある時は、その職務を代理する。

(部 会)

第5 懇談会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、懇談会における総合的な議論に寄与するため、別表に掲げる事項について集中的に議論・検討することとする。

(会議の公開)

第6 懇談会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

(庶 務)

第7 懇談会及び部会の庶務は、知事公室特命推進課において処理する。

(補 則)

第8 各項に定めるもののほか、懇談会及び部会の運営に関する事項、その他必要な事項は、別に定める。

別表 (第5 関係)

部会名	検討事項
新・首里杜構想検討部会	(1) 正殿等の早期復元と復元過程の公開 (2) 首里城のさらなる魅力の向上 (3) 「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進
琉球文化継承・振興検討部会	(1) 文化財等の保全、復元、収集 (2) 伝統技術の活用と継承 (3) 歴史の継承と資産としての活用 (4) 琉球文化のルネサンス

有識者懇談会の部会について

令和2年8月26日 知事公室長専決

(目的)

第1 部会は、首里城復興基本方針の取組の推進に必要な課題及び施策の方向性について集中的に議論・検討を行い、「首里城復興基本計画に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)における総合的な議論に寄与することを目的とする。

(組織)

第2 部会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 懇談会の委員である者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

2 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。

3 委員の任期は、依頼した日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び部会長代理)

第3 部会に部会長を置き、首里城復興基本計画に関する有識者懇談会の座長が指名する。

2 部会長は部会を代表し、会務を総理する。また、部会で議論した内容を有識者懇談会に報告することとする。

3 部会に部会長代理を置き、構成員のうちから部会長が指名する。

4 部会長代理は部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。